

別紙1 責任範囲（39条関係）

表1 委託者と受託者の責任分担（リスク分担）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			委託者	受託者
共通	契約締結リスク	委託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故、受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受託者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		委託者の責務不履行によるもの	○	
受託者の業務放棄、破綻によるもの			○	
物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		
不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○		
維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	突発修繕費の増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		受託者の責により施設が損傷した場合	○	
上記以外のもの		○	○	

※上記以外については、双方協議して定める。

別紙2 流入基準（第17条、第19条、第20条、第51条関係）

1 水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表2 流入水の水量（公共下水道）

項目	範囲
流入下水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）	日最大 3,800 m^3 以下
流入下水量（ $\text{m}^3/\text{時間}$ ）	時間最大 238 m^3 以下

表3 流入水の水量（農業集落排水）

処理場	範囲
新田地区農業集落排水処理施設	日最大 135 m^3 以下
牛牧地区農業集落排水処理施設	日最大 648 m^3 以下
出原地区農業集落排水処理施設	日最大 108 m^3 以下

2 水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。

表4 流入水の水質

項目	範囲
水温（ $^{\circ}\text{C}$ ）	45未満
pH	5以上 9未満
透視度（度）	なし
BOD(mg/L)	600未満
SS(mg/L)	600未満
大腸菌数(個/mL)	なし
窒素(mg/L)	240未満
リン(mg/L)	32未満

別紙3 運転管理要求水準（第18条、第21条、第29条、第37条関係）

1 性能基準

処理場に流入する下水が流入基準の範囲内である場合において、処理場等の現況の施設を使用して達成すべき性能として以下のとおり基準を定める。

(1) 放流水の水質に関する基準値

放流水の水質等の基準値は、次表のとおりとする。

表5 性能基準（放流水の水質等の基準値）

項目	範囲
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(公共下水道) 15mg/L 以下 (*1) (農業集落排水処理対象人口 501 人以上) 日最大 30mg/L 以下、日平均 20mg/L 以下 (*2) (農業集落排水処理対象人口 501 人未満) 日最大 160mg/L 以下、日平均 120mg/L 以下 (*3)
浮遊物質量 (SS)	(公共下水道) 日最大 50mg/L 以下、日平均 30mg/L 以下 (*2) (農業集落排水処理対象人口 501 人以上) 日最大 50mg/L 以下、日平均 30mg/L 以下 (*2) (農業集落排水処理対象人口 501 人未満) 日最大 200mg/L 以下、日平均 150mg/L 以下 (*3)
大腸菌数	800CFU (コロニー形成単位) /mL (*1)

*1 「下水道法施行規則」第4条の2

*2 「水質汚濁防止法」第3条第3項上乘排水基準

*3 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく「排水基準を定める省令」

(2) 汚泥濃縮・脱水に関する基準値

汚泥脱水に関する基準値は、次表のとおりとする。

表6 性能基準（汚泥濃縮・脱水に関する基準値）

項目	範囲
濃縮汚泥濃度（農業集落排水）	1.5%以上 2.2%以下
脱水ケーキ含水率（公共下水道）	83%以下（日平均）

(3) ペナルティー費用の算出方法

賠償金額 = 性能基準超過日数 / 年間日数 × 対象施設年間管理費 × 0.1

* (1) (2) の事案ごと対象とし各々算出する。

2 管理基準

処理場に流入する下水が流入基準の範囲内である場合において、運転管理上の目標数値として以下のとおり基準を定める。

(1) 放流水の水質に関する基準値

放流水の水質等に関する基準値は、次表のとおりとする。

表7 管理基準（放流水の水質等に関する基準値）

項目	範囲
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(公共下水道) 12mg/L 以下 (農業集落排水処理対象人口 501 人以上) 16mg/L 以下 100mg/L 以下 (農業集落排水処理対象人口 501 人未満)
浮遊物質 (SS)	10mg/L 以下 (公共下水道) 30mg/L 以下 (農業集落排水処理対象人口 501 人以上) 150mg/L 以下 (農業集落排水処理対象人口 501 人未満)
大腸菌数	600CFU (コロニー形成単位) /mL
残留塩素	検出以上、0.2 mg/L 以下

(2) 汚泥脱水に関する基準値

汚泥脱水に関する基準値は、次表のとおりとする。

表8 管理基準（汚泥脱水に関する基準値）

項目	範囲
脱水ケーキ含水率 (公共下水道)	79.5%以上 81.5%以下 (日平均)

(3) 公共下水道に関わる臭気対策に関する基準値

臭気対策に関する基準値は、以下のとおりとする。

表9 管理基準（臭気指数）

項目	範囲
敷地境界	13 以下 (夏季に最低年 1 回測定)

別紙4 保全管理等要求水準（第14条、第37条、第40条関係）

保全管理等要求水準は、施設機能が劣化しないよう、日常的な保守点検等を行うことで、施設の状態を正常な状態に維持すること（ただし、経年劣化を除く）。

契約期間終了時、全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷がない状態となるよう、関係法令等を遵守した点検、調整、消耗品の交換等を行うこと。

建築物や外構、植栽等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと。

表10 点検の項目及び頻度の目安

処理方式	点検対象設備、点検頻度の基準
オキシデーションディッチ法 （巡回）	（公社）日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領」の第4編下水道施設機械・電気設備保守点検基準第2章オキシデーションディッチ法を準用する。 日常点検は、週2回行うこと。
嫌気性ろ床接触曝気方式（巡回） 新田地区農業集落排水処理施設 回分式活性汚泥法（巡回） 牛牧地区農業集落排水処理施設 連続流入間欠曝気法（巡回） 牛牧地区農業集落排水処理施設 出原地区農業集落排水処理施設	一般社団法人地域環境資源センター発行の「日本農業集落排水協会型及び地域資源循環技術センター型施設維持管理マニュアル〔管理主体編〕」、「農業集落排水施設維持管理マニュアル」及び（公社）日本下水道協会発行の「下水道施設維持管理積算要領」の第4編下水道施設機械・電気設備保守点検基準第2章オキシデーションディッチ法を準用する。

別紙5 事業・業務実施計画（第15条、第37条関係）

1 事業実施計画

事業実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。事業実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための委託業務における管理思想、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるように記載すること。

(2) 業務実施体制

運転管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織・体制（下請け関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるように記載すること。

(3) 安全管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。

(4) 運転管理計画

運転管理計画では、対象施設を安定的に維持運営していくために、水質管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

水質管理計画では、処理場等の安定的な維持を考慮した設備ごとの運転操作指標、運転方法等を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準、要求水準を満足するための分析計画（水質試験、汚泥試験、悪臭測定等）等を記載すること。

エネルギー管理計画は、処理場等の省エネルギーを目指した設備ごとの運転操作指標、運転方法等を定めた運転操作基準、要求水準を達成するための管理基準等を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃料、副資材等の調達方法、使用予定量等を、年間を通じての使用計画が把握できるように記載すること。

(5) 保全管理計画

保全管理計画では、対象施設を安定的に維持運営していくために、保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、設備の状態を把握し、異常の有無を確認する点検基準（日常点検、定期点検、法定点検等）、消耗品等の確認、補充、交換等を行う保守基準を記載すること。

修繕計画では、要求水準書別表－２に示す全ての電気設備、機械設備、建築設備の修繕（一件当たりの金額が一定額以下のもの）が必要となった場合の対応手順を、具体的に記載すること。

(6) 施設管理計画

施設を安定的に維持運営していくため、清掃の内容・清掃頻度・清掃要領、除草等の内容・頻度・方法、物品管理の方法、要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

(7) 情報管理方法

運転管理、保安全管理に係る各種情報の管理方法を記載すること。

(8) 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合その他緊急の場合の対応手順を、具体的に記載すること。以下のような場合について、各々記載する。

- ・大雨時の対応（別紙７に示す「対応可能である雨天時浸入水等」の場合と、それを上回る場合を区分して記載する、また、別紙７と矛盾しないこと）
- ・悪質流入水の対応（別紙７に示す「対応可能な悪質流入水」の場合と、それに該当しない場合を区分して記載する、また、別紙７と矛盾しないこと）
- ・その他、自然災害等の不可抗力時の対応

2 業務実施計画書

業務実施計画書は、日本工業規格A版により作成し、原則としてA4又はA3用紙とすること。業務実施計画書を構成する各諸事項の作成要領は、次のとおりとすること。

(1) 運転管理計画

運転管理計画では、事業実施計画書に示した運転管理基準等に基づき、年間及び月間の水質管理計画、エネルギー管理計画、ユーティリティ調達管理計画を記載すること。

水質管理計画では、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定、水質試験や汚泥試験、悪臭測定等の分析実施時期、実施方法、費用等の計画を掲載すること。

エネルギー管理計画は、年間及び月間における設備ごとの具体的な運転操作指標及び運転操作方法の設定を記載すること。

ユーティリティ調達管理計画は、下水道施設の維持管理を行うために必要な電力、燃

料、副資材等の在庫状況や今後の調達時期、調達先、費用等の計画を記載すること。

(2) 保全管理計画

保全管理計画では、事業実施計画書に示した保全管理基準等に基づき、保守点検計画、修繕計画を記載すること。

保守点検計画では、年間及び月間における保守点検や消耗品等の補充の実施時期及び作業内容の計画を記載すること。

修繕計画では、年間及び月間における修繕の実施時期や施工業者、実施内容の計画を記載すること。

別紙6 要求水準を満足しない場合の対応（第18条、第21条、第29条、第41条関係）

1 放流水質

処理水の水質が、受託者の自主採水で判明した場合や計量証明で判明した場合等、別紙3に示す放流水質基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・受託者は、環境計測により放流水質が放流水質管理基準、放流水質性能基準を満たしていないことを把握したら、直ちに委託者に報告する。また、放流水質性能基準を満たしていない場合は、受託者が応急措置を行う。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、別紙3に示す放流水質管理基準又は放流水質性能基準が達成されなかったときは、受託者は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、業務委託契約書第18条第3項に基づき、受託者は改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、受託者は、放流水質管理基準又は放流水質性能基準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合には、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。
- ・受託者は、自らの負担で行う環境計測において、改善措置の効果を確認し、放流水質管理基準を満足できるようになるまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・流入水が原因である場合及び委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、別紙11のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・流入水が原因である場合及び委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合による場合を除き、放流水質性能基準を満足できない状態が30日以上継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、委託者は契約を解除することができる。この場合、受託者は、業務委託契約書第43条に基づき、定められた違約金を支払う。

2 汚泥処理基準の例

脱水ケーキ含水率等が、別紙3に示す管理基準を満足できない場合、以下のような手続きをとる。

第1段階：未達の確認、報告

- ・受託者は、汚泥含水率分析により管理基準を満たしていないことを把握したら、直ちに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・管理基準未達の場合には、受託者は、原則として主体的に管理基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、業務委託契約書第21条第2項に基づき、受託者は改善計画書を作成し委託者に提出する。
- ・原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。ただし、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により管理基準が満たせない場合には、受託者は上記に係る費用を委託者に請求することができる。
- ・受託者は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、管理基準を満足できるようにするまで、改善状況を委託者に報告する。

第3段階：業務委託費の減額

- ・委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により管理基準が満たせない場合による場合を除き、別紙11のとおり業務委託費を減額する。

第4段階：契約解除、違約金

- ・委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により要求基準が満たせない場合による場合を除き、性能基準を満足できない状態が公共下水道においては30日以上、農業集落排水処理施設においては3回以上継続する場合、又は改善計画書が期限内に提出されない場合や改善計画書通りに業務を行わない場合、委託者は契約を解除することができる。この場合、受託者は、業務委託契約書第43条に基づき、定められた違約金を支払う。

別紙7 流入基準未達の場合の対応方法（第20条関係）

1 対応可能な悪質流入水

対応可能な悪質流入水は、以下のとおりとする。

- ・大量の油（臭気又は色で識別できる範囲のもの）
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性の薬品（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量のきょう雑物

流入ゲートにおける流入水の臭気、色やpHの監視の結果、上記に示すものが流入水に混入していることが判明した場合、受託者は以下の措置をとる。

- ・受託者は、上記の物質がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。
- ・速やかに委託者に報告するものとする。

2 対応可能である雨天時浸入水等

降雨時には、以下の対応を取る。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。（監視箇所を規定）
- ・受託者は、流入水の水量が別紙2に示す時間最大流入水量を上回った場合であっても、場内ポンプ場で対応できる場合は、適切な運転により処理を行う。

なお、上記の措置で対応できない大雨の場合は、速やかに委託者に報告し、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。

別紙8 引継事項（第22条関係）

受託者は業務期間を通じて、引継事項を記載した文書を作成する。文書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点等を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目に沿って記載すること。

- 1 運転管理計画
 - ・水質管理方法
 - ・定常時の運転方法
 - ・非常時の運転方法
 - ・特有の運転方法

- 2 保全管理計画
 - ・定常時の保全方法
 - ・非常時の保全方法

- 3 その他留意事項
 - ・特性、固有情報
 - ・運転、保全実績 等

別紙9 本件施設の環境計測（第29条関係）

性能基準及び管理基準の判定方法

1 放流水に関する値

処理場の流量計出口において採取した処理水を、委託者又は受託者が検査した値及び委託者又は受託者が委託する計量証明事業者が検査した値。

なお、一日のうちに複数回の検査を行った場合は、平均値をその日の値とする。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

2 汚泥性状に関する値

(1) 公共下水道

脱水機による脱水後の脱水汚泥を、委託者又は受託者が検査した値。

なお、一日のうちに複数回の検査を行った場合は、平均値をその日の値とする。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

(2) 農業集落排水処理施設

濃縮汚泥搬出時の汚泥濃度を、委託者又は受託者が検査した値。

なお、一日のうちに複数回の検査を行った場合は、平均値をその日の値とする。ただし、委託者が特別の事情があると認めた場合はその限りでない。

3 その他の項目

委託者又は受託者が委託する計量証明事業者が検査した値。

別紙10 業務日誌、月報及び年報の記載内容（第30条関係）

1 業務日誌

(1) 記載事項

- | | |
|--------------------|--------|
| ア 天候、気温、雨量 | (気象) |
| イ 報告者 | (担当) |
| ウ 別紙9による環境計測項目の結果 | (水質) |
| エ 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| オ 管理の指標としている諸元値 | (管理) |
| カ 主要機器の運転記録 | (運転) |
| キ その他記録・報告すべき事項 | (備考) |

(2) 様式 任意とする

2 業務月報

(1) 記載事項

- ア 業務日誌に記載の事項
- イ 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- ウ 事故・故障記録、対応報告
- エ 管理報告
- オ 各ユーティリティの数量

(2) 様式 任意とする

3 業務年報

(1) 記載事項

- ア 業務月報記載事項の月集計
- イ 必要な報告事項、その他

(2) 様式 任意とする

4 水質試験報告

(1) 記載事項

- ア 別紙9の環境計測項目、及び結果の分析・考察・評価等

(2) 様式 任意とする

別紙11 業務委託費等の計算方法（第15条、第18条、第20条、第21条、第31条、第49条関係）

1 業務委託費の内訳

委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

各業務費は、原則として受託者が提出した業務費内訳書を根拠とし、委託者及び受託者の協議により算出する。

業務委託費＝固定的経費相当業務費＋精算型経費相当業務費＋修繕等業務費

①運転管理業務費 1 公共下水道終末処理場施設に対する運転管理業務費

②運転管理業務費 2 農業集落排水処理施設に対する運転管理業務費

③ユーティリティ調達業務費 要求水準書別表―12に係る費用

業務区分	合計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
固定的経費相当業務費						
ア 運転管理業務費						
運転管理業務費 1						
運転管理業務費 2						
イ ユーティリティ調達業務費						
ウ 指定維持管理業務費						
精算型経費相当業務費						
ア 指定維持管理業務費						
修繕等業務費						
消費税相当額						
契約額						

2 精算型経費相当業務、修繕等業務の精算

原則として、精算型経費相当業務、修繕等業務は各年度末に精算をする。

3 各月の業務委託費

(1) 流入水が別紙2に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが委託者と受託者で対応可能と合意した場合を含む）

①放流水質が別紙3に示す性能基準を満たしている場合

固定的経費相当業務費＋精算型経費相当業務費＋修繕等業務費の全額とする。

また、各年度の4月から2月の額は、原則として定額とする。

②放流水質が別紙3に示す性能基準を満たしていない場合

別紙3の1（3）ペナルティー費用の算出方法により算出し減額する。

(2) 流入水量が別紙2に示す基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合（別紙

7の「対応可能である雨天時浸入水等」に相当する場合)

- ①流入水量が基準を超えている場合でも、委託者が受託者に支払う業務委託費は、以下の算式によって算定される。

業務委託費＝固定的経費相当業務費＋精算型経費相当業務費＋修繕等業務費

- ②「対応可能である雨天時浸入水等」に相当する場合、別紙3に示す管理基準を満たさない場合でも、業務委託費の減額を行わない。この時、放流水が別紙3に示す性能基準又は汚泥処理基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

(3) (2)以外に流入水質が別紙2に示す基準を超えた場合

- ①放流水質が別紙3に示す性能基準を満たし、かつ汚泥処理基準の両方とも満たしている場合、委託者は、受託者に追加費用を支払う。

ここで追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質性能基準を満たすために要する費用をいう。

- ②放流水が別紙3に示す性能基準又は汚泥処理基準のいずれかを満たしていない場合でも、業務委託費の減額を行わない。この時、放流水が別紙3に示す性能基準又は汚泥処理基準に示す基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は委託者が負担するものとする。

(4) (1)～(3)以外で、業務実施計画書に記載された業務が履行されていない場合

別紙4に示す保全管理等要求水準に示された業務が履行されていない場合、運転管理業務費1又は運転管理業務費2を減額する。

減額幅は、以下に従って算出する。

減額料＝「運転管理業務費1又は2」×「業務実施計画不履行日数」÷年間日数×0.1

業務実施計画不履行日数とは、契約書に定める改善指示の翌日から、是正されたことを委託者が確認した日までの日数をいう。

別紙12 業務委託費の見直し（第32条、第33条関係）

1 スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直し

- (1) 業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した見直しを行うものとする。
- (2) 変動要素の見直しの基本的な考え方
変動要素の見直しに関して以下のルールを適用する。
 - ① 変動要素の見直しは、翌事業年度の業務委託費を設定する時期に行う。
 - ② 変動要素の見直しは、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±1%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値に対して、以降は固定費及び変動費原単位のそれぞれの直近の見直し後の数値に対して測ることとする。
 - ③ 変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、委託者と受託者は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。
- (3) 業務委託費の見直しは、以下に定める以外の項目については、原則として消費者物価指数を基に行うものとし、前年度の消費者物価指数を基に、上記の各項目等について補正を行い、当該年度の業務委託費（固定費及び変動費）を算出する。
 - ①人件費
毎月勤労統計調査の年平均賃金指数（確報値）の年変動率を適用する。
 - ②電気基本料金
本件施設の運転管理業務等に適用される電気基本料金の年変動率を適用する。
 - ③電気従量料金
本件施設の運転管理業務等に適用される電気料金の従量部分の年変動率を適用する。
 - ④水道基本料金
本件施設の運転管理業務等に適用される水道基本料金の年変動率を適用する。
 - ⑤水道従量料金
本件施設の運転管理業務等に適用される水道料金の従量部分の年変動率を適用する。
 - ⑥維持管理費のうち法定点検費用、定期点検費用
毎月勤労統計調査の年平均賃金指数（確報値）の年変動率を適用する。
 - ⑦保険料
保険更新ごとに受託者は保険会社から同一保険の見積照会を行い、（保険見積金額）
÷（前回適用された見積金額）に基づき保険料の修正率とする。

2 緊急時、災害時対応に対する精算

大雨等に起因する異常流入による溢水等が発生した場合や、災害時に受託者が緊急対応を行った場合、委託者と受託者で協議を行い、委託者側が負担することが適当と認められた場合に精算する。

精算方法例

①受託者からの見積りによる精算

②委託者の精算基準（1回当たりの作業単価設定等）による精算

3 インセンティブ条項による精算

受託者の創意工夫、効率的な運転管理により、ユーティリティ調達業務費用を削減できた場合に、削減分の100%を受託者インセンティブとして受託者へ配分することができる。

別紙13 保険（第38条関係）

受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・ 受託者賠償責任保険

別紙14 個人情報取扱特記事項（第58条関係）

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、本契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、本契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第3 乙は、本契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第4 乙は、本契約による事務を処理するため委託者（以下「甲」という。）から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第5 乙は、本契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（適正管理）

第6 乙は、本契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（運搬）

第8 乙は、本契約による事務の処理その他本契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（資料等の返還等）

第9 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第10 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(取扱い状況の報告及び調査)

第11 甲は、必要があると認めるときは、本契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(指示)

第12 甲は、本契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙15 遵守すべき関連法令、条例等（第1条関係）

- ① 下水道法
- ② 浄化槽法
- ③ 環境基本法
- ④ 水質汚濁防止法
- ⑤ 労働基準法
- ⑥ 労働安全衛生法
- ⑦ 職業安定法
- ⑧ 労働者災害補償保険法
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ⑩ 騒音規制法
- ⑪ 振動規制法
- ⑫ 悪臭防止法
- ⑬ 建築基準法
- ⑭ 電気事業法
- ⑮ 消防法
- ⑯ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑰ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ⑱ その他関連法令等